

昭和二十二年四月二十五日立案

書記官長

主筆

書記官

高松

書記官

皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件
外一件審査報告

(別紙ノ通り)

樞密院

皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件
外一件審査報告

謹で、今回御諮詢の皇室典範及皇室典範増補廢
止ノ件並びに皇室令及附属法令廢止ノ件を審
査するに、その要旨は左の通りである。

第一 皇室典範及皇室典範増補廢止ノ件

日本國憲法第廿條の規定に基き、皇室典範は本院の詢議と帝國議會の協賛を経て、既に法律として裁可公布せられ、従つて現行の皇室典範及び皇室典範増補は日本國憲法が

施行される本年五月三日以後は存続の要がなく、存する詔であるが、日本國憲法を以て、これらの規程を廢止することは、法系統の上から困難があるので、皇室典範改正の手續に準じ、本件を以て、明治二十二年^{裁定}成立の皇室典範並びに

三十三
三十三



明治四十年及び大正七年裁定の皇室典範増補は本年五月二日限り、これを廢止しようとするものである。

第二 皇室令及附属法令廢止ノ件

皇室令及び附属法令は、その根據規程である

現行の皇室典範が廢止されるに伴ひ当然、これを廢止する必要があるので本件を以て皇室令及び附属法令は本年五月二日限りこれを廢止しようとするものである。

按ずるに、本案の二件は、いずれも日本國憲法の